

公表第2号

地方自治法第199条第1項及び第2項による財務監査及び事務監査を同条第4項に基づき実施し、同条第9項の規定により、その結果に関する報告を決定したので公表します。

令和8年2月3日

久留米市監査委員	山口文刀
久留米市監査委員	樋口明男
久留米市監査委員	永田一伸
久留米市監査委員	秋永峰子

監査結果報告(1)

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	対象課等の内訳	実施場所	日程	指摘事項件数	意見件数
農政部	総務、農政課、農業の魅力促進課、生産流通課、農村森林整備課、中央卸売市場（田主丸流通センター含む。）	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和7年9月12日 ～令和8年1月31日	2	1
商工観光労働部	総務、商工政策課、新産業創出支援課、企業誘致推進課、観光・国際課、労政課、競輪事業課	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和7年9月12日 ～令和8年1月31日	3	1
都市建設部	総務、都市計画課、交通政策課、国県事業調整課、まちなか整備課、建築課、設備課、建築指導課、住宅政策課、市営住宅課、公園緑化推進課、路政課、道路整備課、スマートIC整備推進課、公園土木管理事務所、河川課、用地課	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和7年9月12日 ～令和8年1月31日	9	1

令和7年度における財務に関する事務の執行及び公有財産の管理並びに行政の組織、機能、事務処理の手段及び方法などの行政運営全般を監査の対象とした。特に、現金等取扱、旅費、給与、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点項目とした。

第3 監査の着眼点・主な実施内容

事務ミスの再発防止に対する職員の意識向上や、内部統制が有効に機能するための取組への支援に意を用いながら、次の視点を持って監査を行った。

- ① 合規性（事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか）
- ② 経済性、効率性、有効性（最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか、手続等に改善できる余地はないかどうか）
- ③ コンプライアンスの確保（事務執行に当たり、不適正な処理の防止等に係る取組を行っているかどうか）

監査は、関係書類の照合、検査、関係職員からの説明聴取により実施した。

第4 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

監査の結果に基づき、住民福祉の増進、最少の経費による最大の効果、組織及び運営の合理化等の観点から意見を付した事項についても、研究又は検討等を図り、措置等の対応が講じられるよう望む。

【農政部】

指 摘 事 項

《財務監査》

[契約事務]

- (1) 契約書に代表者印が押印されていないものがある。
- (2) 契約書に貼付されている収入印紙の金額が不足しているものがある。

意 見

《事務監査》

卸売市場（以下「市場」という。）は、野菜、果物、魚などの生鮮食料品等を国民に円滑かつ安定的に供給するための基幹的なインフラとして重要な機能を有しているが、近年の市場経由率は低下傾向で推移している、久留米市の市場も取扱量が減少傾向で推移しており、重要な課題となっている。

現在、市場においては、市民に向けて「いちばdeマルシェ」や「市場まつり」を開催し、また市場ブランドロゴ「筑紫次郎の贈り物」を商標登録するなど、市民に対する市場の認知度上げる努力を行っている。今後これをどうやって生産者から市場への農作物の出荷に結び付け、市場における取扱量を拡大していくかが課題である。

また、施設の老朽化が進んできていることから、多額の設備投資が必要となることが予測されるが、特別会計である市場事業が、一般会計からの繰入金に依存する構造は好ましいとは言えず、「第3期市場活性化推進計画」を着実に実行して、卸売事業者が取扱量を増やし、市場会計の歳入を確保していく必要がある。

九州大学大学院農学研究院等との連携協定に基づき、令和8年度に九州大学による市場の経済的効果等についての調査研究を行う予定であるとのことだが、その結果を的確に分析・活用して、今後の実効性のある市場の活性化に向けた取組みに繋げ、取扱量を増やすとともに、これからも市民から必要とされる市場を目指されたい。

【商工観光労働部】

指 摘 事 項

《事務監査》

[休暇等届出事務]

会計年度任用職員の休暇等届（願）票において、所属長が押印して訂正すべきところを、砂消しゴムで訂正しているものがある。

《財務監査》

[契約事務]

- (1) 請書において、必要な仕様書が備わっていないものがある。
- (2) 契約の締結において、暴力団排除に関する誓約書が提出されていないものがある。

意 見

《事務監査》

半導体関連企業が北部九州に相次いで進出していることや、製造業の国内への生産回帰により、近年、福岡県においても産業団地の需要が高いと聞くが、現在、久留米市において提供できる産業団地はない状況である。

市内に工場などを誘致できれば、雇用やこれに伴う人口増だけではなく、固定資産税や市民税収入が期待できる。

現在、(仮称)藤光東部産業団地の整備を進めており、ようやく土地取得契約の段階を迎えているとのことだが、完成までには一定の時間が必要である。企業誘致は、他都市との競争であるため、すぐに利用できる土地があることが、誘致するための条件となる。そのため、企業の進出・投資意欲が高まっているこの機会を逃さず、スピードを上げて整備に取り組みたい。

また、進出希望の企業があった時のために、途切れることなく産業団地を提供できるようにしておく必要がある。そのため、その次の産業団地の選定についても、時機を逸することなく検討を行われたい。

【都市建設部】

指 摘 事 項

《事務監査》

[文書管理事務]

契約締結に係る専決権者を誤っているものがある。

[会計年度任用職員任用事務]

会計年度任用職員の任用において、誤って夏季休暇を付与しているものがある。

[審議会等事務]

(1) 契約行為を行う任意団体を、行政執行のために必要な審査・審議等を行う附属機関に類する組織としても取り扱っているものがある。

(2) 附属機関等の会議としての位置付けがされておらず、市ホームページ上で会議資料等が公表されていないものがある。

《財務監査》

[現金等取扱事務]

当日不在の職員名で現金の収納を行っているものがある。

[公用車管理事務]

公用車管理において、運転者の運転前後の酒気帯びの有無の確認が行われていないものがある。

[郵便切手等管理事務]

切手等受払簿に記載のない切手等が保管されているものがある。

[補助金等交付事務]

予算の執行を伴う意思決定を前年度に行っているものがある。

[物品管理事務]

備品台帳と現物が一致していないものがある。

意見

《事務監査》

市税のひとつである都市計画税は、市街化区域内に土地・建物を所有している個人・法人から固定資産評価額に税率の0.3%を掛けて、年間約26億円を徴収しているが、これは市街化区域内の都市計画事業や土地区画整理事業に要する費用に充てるための目的税とされている。

現在、市内の土地区画整理事業は終了し、都市計画事業も街路事業や市街地再開発事業、公園整備事業を行っているものの、以前と比べると事業量は大きく減少している。そのため、市民にとっては、市街化区域内もそれ以外の地域も同様に、下水道をはじめとする都市基盤の整備が行われているように見え、都市計画税の使途が、納税者にとって分かりにくくなっている。

今後、次期都市計画マスタープランの策定を行うということであるが、策定に当たっては、都市計画税の目的に留意しながら、長期的視点に立った市街化区域内における「まちづくり」を行っていく必要があると思われる。財政部局と十分に協議を行い、目的税の趣旨に沿って使途を明確にし、適切に都市計画税を活用するとともに、市民に対してどのような事業に充当しているのか、その広報に努められたい。

監査結果報告(2)

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	実施場所	日程	指摘事項件数	意見件数
高良内財産区	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和7年9月12日 ～令和8年1月31日	0	0

令和7年度における財務に関する事務の執行及び公有財産の管理並びに行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法などの行政運営全般を監査の対象とした。特に、現金等取扱、旅費、給与、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点項目とした。

第3 監査の着眼点・主な実施内容

事務ミスの再発防止に対する職員の意識向上や、内部統制が有効に機能するための取組への支援に意を用いながら、次の視点を持って監査を行った。

- ① 合規性（事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか）
- ② 経済性、効率性、有効性（最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか、手續等に改善できる余地はないかどうか）
- ③ コンプライアンスの確保（事務執行に当たり、不適正な処理の防止等に係る取組を行っているかどうか）

監査は、関係書類の照合、検査、関係職員からの説明聴取により実施した。

第4 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。
監査対象の事務は、適正に執行されていた。

監査結果報告(3)

第1 監査の種類

地方自治法第199条第1項及び第2項の規定に基づく監査

第2 監査の対象、実施場所、日程及び指摘事項等件数

対象部局等	実施場所	日程	指摘事項件数	意見件数
田主丸財産区	監査委員室 監査委員事務局 執務室・会議室 対象課等の執務室	令和7年9月12日 ～令和8年1月31日	1	0

令和7年度における財務に関する事務の執行及び公有財産の管理並びに行政の組織、機能、事務処理の手續及び方法などの行政運営全般を監査の対象とした。特に、現金等取扱、旅費、給与、報償費関係、補助金、貸付金、財産及び物品管理、契約、附属機関等、休暇等に係る事務等を重点項目とした。

第3 監査の着眼点・主な実施内容

事務ミスの再発防止に対する職員の意識向上や、内部統制が有効に機能するための取組への支援に意を用いながら、次の視点を持って監査を行った。

- ① 合規性（事務執行が法令等に従い正確に行われているかどうか）
- ② 経済性、効率性、有効性（最少の経費で最大の効果を挙げているかどうか、事業の目的を十分に達成し効果を挙げているかどうか、手續等に改善できる余地はないかどうか）
- ③ コンプライアンスの確保（事務執行に当たり、不適正な処理の防止等に係る取組を行っているかどうか）

監査は、関係書類の照合、検査、関係職員からの説明聴取により実施した。

第4 監査の結果

当監査は、久留米市監査基準に準拠して実施した。

監査対象の事務は、おおむね適正に執行されていたが、一部において、検討又は是正等を要する指摘事項が認められたので、必要な措置等を講ずるとともに、職員の指導監督に努められたい。

【田主丸財産区】

指摘事項

《財務監査》

[公用車管理事務]

公用車管理において、運転者の運転後の酒気帯びの有無の確認が行われていないものがある。